



### 「洲本市外国籍高齢者等福祉給付金支給申請」の対象者

市内に居住する高齢者で、老齢基礎年金等の受給資格がない者で、下記のいずれかに該当する者

- ①昭和 57 年 1 月 1 日現在、日本国内で外国人登録をしていた者で、現在も洲本市の住民基本台帳に記録されているもの
- ②昭和 57 年 1 月 1 日前から日本国内で外国人登録をしていた者で、昭和 36 年 4 月 1 日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもの
- ③昭和 36 年 4 月 1 日以降に日本へ帰国した者で、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもの